## 任官希望者の類型に応じた委員会の運営方法等

資料8「これまでの議論の整理等に関するメモ(委員会配布資料4)」より抜粋

委員会の運営方法等は、その審議方法と密接に関連するが、委員会の審議方法は、任官希望者の類型によってかなり異なると考えられる。このような類型による審議の相違、負担、比率等を踏まえて、運営方法等について検討する必要がある。

例えば、司法修習生からの任官希望者の場合には、司法修習における情報資料(修習成績等)を基礎資料とし、委員会が面接、情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。 裁判官からの任官希望者の場合(判事任官、再任等の場合)には、裁判官として職務遂行した期間の情報資料(最高裁判所が提供する人事評価に関する資料等)を基礎資料としつつ、委員会が最高裁判所に追加資料を請求し、面接、情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。 弁護士、学者等からの任官希望者の場合には、裁判所には任官希望者に関する情報資料が乏しいため、任官希望者の提出資料、弁護士会の推薦資料等のほか、委員会が情報資料を適宜収集しつつ審議することになると思われる。